

04 核管六第 033 号
令和 4 年 8 月 25 日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野一丁目 28 番 9 号
公益財団法人核物質管理センター
理事長 下村 和生
(公印省略)

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 8 日付 (04 核管六第 020 号) で申請した公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部を別紙のとおり補正致します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請（04核管六第020号：令和4年7月8日付）の補正理由及び内容は、以下のとおりである。なお、補正内容の詳細は別添「六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表」のとおりである。

1. 補正理由及び内容

(1) 職務の明確化

- ① 第4条（品質マネジメントシステム）1.2(3)の記載について、保安防護管理室長の保安業務への関わりを各課長と同様にするため、「第6条第4号に掲げる室長及び第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。」に変更した。
- ② 第6条（職務）(6)に記載する分析課長の職務について、使用設備（分析セル、グローブボックス、フード）内では、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を使用することから、「使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用、核燃料物質の貯蔵及び運搬に係る保安活動」に変更した。
- ③ 第6条（職務）(8)に記載する設備課長の職務について、放射性固体廃棄物の保管の責任を明確にするため、「保管」を追加した。

(2) 異常時等の対応の明確化

- ① 第21条（負圧等の維持）第2項に記載する分析課長が行う通常操作条件を逸脱した場合の対応を職務と整合を図り、「核燃料物質等の使用を停止し、核燃料物質等の使用とその状況の把握」に変更した。
- ② 第24条（異常時の措置）第2項に記載する分析課長が行う異常事象が発生した場合の対応を職務と整合を図り、「核燃料物質等の使用」に変更する。また、同様の理由により、第4項の記載を「核燃料物質等の使用を停止し、核燃料物質等の使用とその状況の把握」に変更した。

(3) 報告先の変更

第 33 条（床、壁等の除染）第 4 項に記載する床、壁等の除染に関する内容の報告先について、現行の保安規定の報告先である「核燃料取扱主務者」を追加した。

(4) 緊急作業に係る実施者の変更

第 54 条の 2（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等）第 4 項及び第 5 項の実施者（主語）について、第 4 条にて保安防護管理室長の保安業務への関わりを各課長と同様にするための変更をしたことから、「各課長」に変更した。

以 上

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

保安規定変更認可申請版 (2022年7月8日)	補正申請	備考
<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、任期付職員、参事、専門契約職員及び契約職員をいう。</p> <p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、保安防護管理室長(以下、「室長」という。)、検査分析部長(以下、「部長」という。)、六ヶ所分析課長(以下、「分析課長」という。)、安全管理課長、設備課長及び管理課長をいう(第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。)</p> <p>(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</p> <p>(4) 室長は、六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理を行う。</p> <p>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備(放射線管理設備及び通信連絡設備を除く)を用いた核燃料物質の使用、保管及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(7) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p>	<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、任期付職員、参事、専門契約職員及び契約職員をいう。</p> <p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、保安防護管理室長(以下、「室長」という。)、検査分析部長(以下、「部長」という。)、六ヶ所分析課長(以下、「分析課長」という。)、安全管理課長、設備課長及び管理課長をいう(第6条第4号に掲げる室長及び第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。)</p> <p>(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</p> <p>(4) 室長は、六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理を行う。</p> <p>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備(放射線管理設備及び通信連絡設備を除く)を用いた核燃料物質等の使用、核燃料物質の貯蔵及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(7) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p>	<p>・職務の明確化 (保安防護管理室長の保安業務への関わりを各課長と同様にするための変更。)</p> <p>・職務の明確化 (使用設備(分析セル、グローブボックス、フード)内では、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を使用することから記載を変更。)</p>

保安規定変更認可申請版（2022年7月8日）	補正申請	備考
<p>(8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(9) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 設備課長は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、分析課長に核燃料物質等の使用を停止させ、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。分析課長は、<u>核燃料物質の取扱い</u>を停止し、<u>核燃料物質等の使用、保管状況</u>の把握に努め、設備課が行う原因の調査及び通常操作条件への復旧等に協力する。ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 各課長は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。</p> <p>2 設備課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには分析課長に<u>核燃料物質の取扱い</u>を停止させ、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、設備課長は、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃に連絡する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>4 分析課長は、<u>核燃料物質の取扱い</u>を停止し、<u>核燃料物質等の使用、保管状況の把握</u>に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>5 設備課長は、安全管理課長及び分析課長の協力を得て異常の原因を調査し、</p>	<p>(8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の<u>保管</u>、廃棄及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(9) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 設備課長は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、分析課長に核燃料物質等の使用を停止させ、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。分析課長は、<u>核燃料物質等の使用</u>を停止し、<u>核燃料物質等の使用とその状況</u>の把握に努め、設備課が行う原因の調査及び通常操作条件への復旧等に協力する。ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 各課長は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。</p> <p>2 設備課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには分析課長に<u>核燃料物質等の使用</u>を停止させ、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、設備課長は、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃に連絡する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>4 分析課長は、<u>核燃料物質等の使用</u>を停止し、<u>核燃料物質等の使用とその状況</u>の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>5 設備課長は、安全管理課長及び分析課長の協力を得て異常の原因を調査し、</p>	<p>・職務の明確化 (放射性固体廃棄物の保管の責任を明確にするための変更。)</p> <p>・異常時等の対応の明確化 (職務と整合を図るための変更。)</p> <p>・異常時等の対応の明確化 (職務と整合を図るための変更。)</p> <p>・同上</p>

保安規定変更認可申請版（2022年7月8日）	補正申請	備考
<p>使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、<u>所長</u>に報告する。</p> <p>（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等）</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>（略）</p> <p>4 <u>室長及び各課長</u>は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 <u>室長及び各課長</u>は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、<u>核燃料取扱主務者及び所長</u>に報告する。</p> <p>（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等）</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>（略）</p> <p>4 <u>各課長</u>は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 <u>各課長</u>は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>・報告先の追加 （現行の保安規定の報告先である「核燃料取扱主務者」を追加）</p> <p>・緊急作業に係る実施者の変更 （第4条にて保安防護管理室長の保安業務への関わりを各課長と同様にするための変更をしたことに伴う変更）</p> <p>・同上</p>